

令和3年10月27日

経済産業大臣

萩生田 光一 殿

消費経済審議会

会長 小塚 莊一郎



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

令和3年10月21日付け20211013商第11号をもって当審議会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている特定権利の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第46号）第3条による改正後の金融商品取引法（以下「改正金商法」という。）に係る以下の業務

○改正金商法第63条の9第4項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務

○改正金商法附則第3条の3第1項に規定する外国投資運用業者が行う同条第5項に規定する移行期間特例業務

以上